

三原市告示第 60 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 10 月 11 日

三原市長 天 満 祥 典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン本郷

広島県三原市下北方一丁目 14 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

有限会社うえの

代表取締役 植野 雄治

広島県三原市本郷南六丁目 2 番 5 号

日本地所倉庫株式会社

代表取締役社長 藤沢 純造

岡山県岡山市北区野田二丁目 4 番 1 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

設置者名	代表者	住所	変更年月 日・理由
マックスバ リュ西日本 株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一 丁目3番52号	
株式会社ナ フコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚 町二丁目6番10号	
有限会社う えの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南六丁目 2番5号	
日本地所倉 庫株式会社	代表取締役 藤沢 純造	岡山市北区野田二丁 目4番1号	

(変更後)

設置者名	代表者	住所	変更年月 日・理由
マックスバ リュ西日本 株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一 丁目3番52号	令和元年9 月10日代 表者交代の ため
株式会社ナ フコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚 町二丁目6番10号	
有限会社う えの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南六丁目 2番5号	
日本地所倉 庫株式会社	代表取締役 藤沢 純造	岡山市北区野田二丁 目4番1号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	
有限会社うえの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南六丁目2番5号	
株式会社マナ・ティー	代表取締役 山本 学	広島市安佐北区落合一丁目11番25号	
株式会社タイファミリーラビット	代表取締役 永山 幸二	三原市下北方一丁目14番13号	

(変更後)

小売業者名		住所	変更年月 日・理由
名称	代表者		
マックスバ リュ西日本 株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一 丁目3番52号	令和元年9 月10日代表 交代のため
株式会社ナ フコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚 町二丁目6番10号	
有限会社う えの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南六丁目 2番5号	
株式会社セ リア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二 丁目38番地	平成28年10 月5日地位 継承のため
株式会社タ ジマモータ ーコーポレ ーション	代表取締役 田島 伸博	東京都中野区江原町 三丁目35番3号	平成28年11 月1日会社 継承のため

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあっては代表者の氏名

上記3のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及
び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上記3のとおり

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあっては代表者の氏名

上記3のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上記 3 のとおり

6 届出年月日

令和元年 10 月 11 日

7 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所本庁舎 3 階）

8 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 2 月 10 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2 年 2 月 10 日

三原市経済部商工振興課